3　改正法附則第九十三条第六項の規定の適用がある場合における自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定の適用については、同法第六条第二項第四号中「政令で定める場所」とあるのは「主たるものの所在地」と、同項第五号中「政令で定める」とあるのは「麹町税務署の管轄区域内の」と、同法第十四条第一項中「同項に規定する納付していない」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十三条第六項後段（自動車重量税の特例に関する経過措置）の規定により課する」とする。

4　前三項に定めるもののほか、改正法附則第九十三条第五項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　法人の平成三十一年十月一日前に開始した地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度における第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第十二条第二項（同項の表第二十三条第一項の項に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第二十三条第一項の項中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第三十五条　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項に次のように加える。

第三十九条の十八第十五項	所得税等の額	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
	同条第四項	法第六十六条の七第四項
第三十九条の二十の七第六項	所得税等の額	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
第三十九条の百十八第十五項	所得税等の額	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
	同条第四項	法第六十八条の九十一第四項
第三十九条の百二十の七第六項	所得税等の額	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三十六条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中租税特別措置法施行令第二十七条の五第十一項の表の改正規定を削る。

第一条のうち租税特別措置法施行令第二十七条の六第十一項の表の改正規定中「、百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第一条中租税特別措置法施行令第二十七条の九第十二項の表の改正規定及び同令第二十七条の十二の三第八項の表の改正規定を削る。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第三十八条の四第四十四項の表第十六条第一項第一号の項の改正規定を削り、同表第二十三条第一項の項の改正規定中「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削り、同表第二十九条第二項の項の改正規定を削る。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の四十第十一項の表第十六条第一項第一号の項の改正規定を削り、同表第二十三条第一項の項の改正規定中「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第一条のうち租税特別措置法施行令第三十九条の四十一第十二項の表の改正規定中「、百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の四十三第八項の表第十六条第一項第一号の項の改正規定を削り、同表第二十三条第一項の項の改正規定中「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の四十五の四第十項の表第十六条第一項第一号の項の改正規定を削り、同表第二十三条第一項の項の改正規定中「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の九十七第十九項の表第十五条第一項の項及び第十六条第一項第一号の項の改正規定を削り、同表第二十三条第一項の項の改正規定中「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削り、同表第二十九条第二項の項の改正規定を削る。

附則第一条第四号の二イを次のように改める。

イ　第一条中租税特別措置法施行令第三十八条第六項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の九十六第七項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）及び同条第八項の改正規定並びに附則第二十条及び第三十三条の規定

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

附則第二十条第一項中「地方法人税法第十六条第一項の」を「地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第一項の」に改める。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

附則第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

附則第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

（地方自治法施行令の一部改正）

第三十七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第一号中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項第二号中「第五十項」の下に「、第四十条の七の四第十七項第四号」を加える。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第三十八条　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第九十条の十五第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十九条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十八条の四第三十七項第一号」を「第三十八条の四第三十八項第一号」に、「前条第三十七項」を「前条第三十八項」に改める。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第四十条　関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち租税特別措置法施行令第四十五条の三の次に一条を加える改正規定中「第八十七条の七第二項」を「第八十七条の五第二項」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三